

健康保険証の廃止に関わる今後の対応について

2025 年 8 月

2025 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード）を基本とする仕組みとなり、既存の健康保険証（プラスチック製）が使用できなくなります。

これに関わる三菱鉛筆健康保険組合の対応ならびに変更事項等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

1. 健康保険証廃止の全体像

医療機関において保険診療を受けるための書類が下記のとおり変更になります。

○：利用可 ×：利用不可

	～2024/12/1	2024/12/2～ 2025/12/1	2025/12/2～
健康保険証	○	○ (但し新規発行なし)	×
マイナ保険証	○	○	○
資格確認書	---	○	○

2. 2025 年 12 月 2 日以降、医療機関で保険診療を受けるために必要な書類

マイナ保険証を持っている方：マイナ保険証を提示する

マイナ保険証を持っていない方：資格確認書を提示する

資格確認書は、健康保険組合が対象者に対して事業主（ご勤務先）経由で、11 月中にお届けします。なお、有効なマイナ保険証を保有している方には、原則交付いたしません。

3. 資格確認書の様式

様式：A4 縦型の偽造防止用紙

有効期限：2028 年 9 月 30 日

4. 資格確認書の交付対象者

- ①マイナンバーカードを取得していない者
- ②マイナンバーカードは所有しているが、保険証の利用登録を行っていない者
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（有効期限から3か月以上経過）
＜2025年9月10日時点で判断＞

5. マイナンバーカードの健康保険証登録有無をご自身で確認する方法

- ①マイナポータルで確認

マイナポータルへログイン→健康保険証→利用登録状況 登録済 or 未登録

参照：[資格確認方法について | 厚生労働省](#)

- ②医療機関または薬局のマイナンバーカードリーダー
- ③セブン銀行 ATM の「各種お手続き」画面

6. 海外赴任や帯同家族でマイナンバーカードを所持していない方

2024年5月27日より、海外転出者（2015年10月5日以降に国外転出をされている方に限る）もマイナンバーの申請ができるようになりました。

参照：[国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付） - マイナンバーカード総合サイト](#)

7. 三菱鉛筆健康保険組合からのお願い

マイナ保険証の取得が可能な方は、2025年9月9日までにマイナ保険証に移行していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以 上

【お問合せ先】三菱鉛筆健康保険組合

TEL：03-3458-6398